

## ◆特集・企業の結合形態と法的課題

連結納税制度の国際的側面  
—米国法を参考にした問題点の素描—

増井良啓◆ますい・よしひろ◆東京大学助教

一 企業活動のグローバル化  
と連結納税制度

こんにちの企業活動は、著しくグローバル化している。結合企業の活動も、例外ではない。多国籍企業の組織成長は、外国市場開拓のための支店設置といった形態にとどまらず、子会社設立、企業買収、合併といったさまざまな企業結合形態をとりながら、ダイナミックに展開している。いやむしろ、生産販売・資金調達・研究開発等の意思決定を世界規模でおこなう世界企業(global firm)のほとんどが、その傘下に資本的・組織的に密接な結合関係を有する複数の法人をかかえている、あるいはそのような結合企業グループそのものであるとイメージしたほうが正しい。

ところで、法人税を有するいくつかの国においては、複数法人の税額をあわせて算定するための制度(以下これを「連結納税制度」とよぶ)が存在する。これに対して日本では、明治三二年(一八九九年)の法人所得税の創設以来、今日に至るまで、個別法人単位で法人税額を算定し納付するというしくみがとられてきた。このようなしくみについては、ここ二〇年程度の間、連結納税制度を導入すべきであるという意見がぐりかえし表明されるようになり、比較法や立法論の研究が積みかさねられた。特に近年、独禁法上の純粹持株会社解禁論との関連で、連結納税制度の提言ないし要望が頻繁になされてきている(1)。

活動のグローバル化に対して、どのような対応をなすことができるのだろうか。この問題を検討することは、巨大な企業グループがグローバル化している中で、今後ますます重要な課題になろう。一方で、日本法が連結納税制度を持たないとしても、大きな市場や労働力をもつ他国の税制が連結納税制度を持つ場合、この点に関する知識は企業の international tax planning 上実際的な重要性をもつ。他方で、もし仮に日本で連結納税制度を導入することになった場合には、その制度設計にあたって企業の国際的活動をどう扱うかが重要な立法論上の論点となる。

連結納税制度の国際的側面というとき、実際には、いくつかの異なる問題が複合している。具体的問題点のあらわれかたは連結納税制度の設計にもよるが、たとえば、個々のメンバー法人自体の所得源泉の決定や外国税額控除の適用にはじまり、国際取引にかかわる諸勘定項目の連結の方法、移転価格税制やタックス・ヘイブン対策税制との交錯、二国間租税条約上の適格性等、国際取引に関する課税ルールの多くが何らかの形で登場することが予想される。このような問題群のうち、本稿では、外国子会社を連結納税制度の対象にとりこむことができるかどうかという基本的な問題に焦点を合わせ、米国の立法例を参考にしながら、問題点の素描を試みることにしたい(2)。

## 二 米国の連結申告における 外国法人の扱い

### (1) 概説

米国の連結納税制度においては、メキシコもしくはカナダで設立された一〇〇パーセント子会社について、限定的な要件の下で、連結申告の対象となる法人として取り扱われる<sup>(3)</sup>。この扱いは、連結納税制度の適用範囲を外国法人に広げるものとして、興味深い。米国の制度の最大の特色は、一定の外国法人を内国法人とみなすという手法をとっていることである。

### (2) 内国歳入法典一五〇四条(d)

米国人税制上、連結納税制度は、長い歴史をもつ<sup>(4)</sup>。連結納税制度はまず、第一次大戦中に強制的な措置として姿をあらわした。この措置は、大戦後の一九二一年に、納税者の選択による制度に転換した。その後、戦間期における数年間の廃止を経て、第二次大戦中に復活、そのまま一九五四年法典に引き継がれ、現在に至っている。

現行法上、「連結申告書 (consolidated returns)」を提出できるのは、「関係法人グループ (affiliated group of corporations)」である(内国歳入法典一五〇一条)。「関係法人グループ」の構成メンバーは、「対象法人 (including corporation)」でなければならない(同一五〇四条(a))。この「対象法人」の定義からは、原則として、外国法人が除外されている(同一五〇四条(b))。したがって、連結申告書を提出できるのは内国法人に限られ、外国法人にはその提出のみが開かれていないというのが原則である。

この原則に対する例外を定めるのが、次の規定である<sup>(5)</sup>。

「内国歳入法典一五〇四条(d)外国法に従うために設立された子会社——隣接する外国の法律の下で設立され、かつ、財産の権限および運用に関して当該外国の法律を遵守する目的のみのために維持されている法人につき、その資本株式(役員適格株式を除く)の一〇〇パーセントを、直接または間接に、内国法人が所有もしくは支配している場合、当該外国法人は、当該内国法人の選択により、本編の適用上内国法人とみなす。」

### (3) 立法趣旨

この規定の原型が設けられたのは、一九二八年歳入法一四一条(h)によるものであった<sup>(6)</sup>。しかし同項は、上院本会議における修正によって付加されたものであり、討議をへずに採択された。議会の報告書も、同項導入の理由について沈黙している。

この規定の導入が提案されたのは、上院財政委員会の公聴会においてであった。その席で企業の意見を代弁した John E. Walker 氏は、要旨次のように発言している。すなわち、米国企業が外国子会社をおいた場合に、子会社の所得をすべて米国内に還流したいと思っているにもかかわらず、外国子会社をもたない他の競争相手の会社よりも不利にとりあつかわれては困る、そこで解決として外国で活動するために当該外国における子会社設立をせまられた場合に限って連結申告をみとめるべきである、というのである。

一九二八年歳入法一四一条(h)は、Walker 氏の提案した線にはほ忠実な文言・構成をとっている。したが

って、この規定の立法趣旨としては、傘下の子会社を連結申告の対象に含めることのできる他の国内会社と比較して、外国子会社を有する法人を同等の競争条件におくことが念頭におかれていたものといえよう。この規定の適用範囲が外国で活動するために外国法人を設立する必要があった場合に限り、おそれるような趣旨を反映したものであろう。

これに対して、いかなる理由でカナダとメキシコに限って例外をみとめたかについては、公式の明示的な説明は見当たらない。前述した Walker 氏の公聴会発言の時点では、隣接国の子会社だけでなく、外国子会社一般について適用する案が念頭におかれていた。これに対して、Reed 上院議員から、財務省はすべての外国法をチェックできるのかと質問されている。さらに King 上院議員から、すべての外国法人に内国法人なみの待遇を与えてよいのかとの質疑がなされている。しかし、その後は公式の議論がなされないうまま、実際に制定法となったときには、隣接国の子会社に適用範囲が限られていた。

(4) 要件「外国の法律を遵守する目的のみのために維持されている」の解釈

この規定の適用要件としては、「外国の法律を遵守する目的のみのために維持されている (maintained solely for the purpose of complying with the laws of such country)」ことが必要である。もっとも、この要件は、裁判例によってかなりゆるやかに解されている。

Booth Fisheries 事件に対する一九三六年の第七控訴裁判所の判決では、あるカナダ子会社に対してこの規定が適用されるかどうか争われた<sup>(7)</sup>。この事件における適用法令は一九二八年法の規定であるけれども、その要件・効果は現行法とほとんど同じであるから、この判決は現在でも先例として意味をもつ。同判決は、カナダ会社法の規定および原告会社従業員の証言だけをもとに、結論としてこの規定の適用を認めた。いわく、

「わが国の人為的主体 (artificial entity——法人のこと) が外国において権利や特権を享受するときに、当該外国の規制法律を遵守しないま

までいられるものとは前提できない。本件における親会社はデラウェア会社であり、デラウェア州法の産物である。当審は、原告主張の事実をくつがえす他の証拠がない場合において、かかる親会社がカナダの法律を遵守することなくカナダにおいて事業を営みあるいは資産を運用する権利をもつものということはできないと解する。」

これはかなりゆるやかな解釈であって、この論理をさらに延長すれば、外国で子会社を設立した以上「外国の法律を遵守」しているということにさえつながりかねない。

同様の解釈態度は、D. S. Padding 事件に対する一九八七年の租税裁判所の判決においても表れている<sup>(8)</sup>。この事件においても、カナダ子会社が内国歳入法典一五〇四条(d)にあたるか否かが争われている。争点は、カナダの外国投資法にもづく許認可行政上の(ないし業界内の)慣行にしたがって子会社を設立している場合、「外国の法律 (laws)」を遵守する目的のためという要件にあたるかどうかであった。課税庁は、カナダの法令自体はカナダ子会社の設立を義務づけてはいな

いのであるから、「外国の法律」を遵守する目的を欠くものと主張した。これに対して、納税者は、カナダの外国投資審査庁 (Foreign Investment Review Agency) は、子会社設立なくしては許可推薦をださなかつたであろうし、そのような行政慣行も「外国の法律」に含めて解釈すべきであると反論した。租税裁判所は、旧規則や立法資料、先例を精査したのち、次のように述べてこの規定の適用を認めた。

「当審は、『外国の法律』の解釈として、憲法ないし法令の明文規定および所轄庁の制定した明文の規則細則を含めるだけでなく、当該外国に存在する慣行や指針であって、それらの慣行や指針が存在する結果、内国法人が当該外国で活動するためには、外国事業・資産を外国法人として維持する必要があると当該内国法人に判断させるものも含まれるものと解する。」

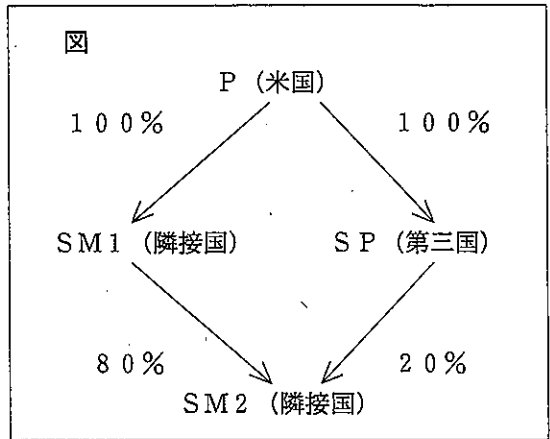
こうして、この判決は、「外国の法律」の意義を拡張し、法令の運用ガイドラインの類までもが含まれるものとしたのである。このように「外国の法律を遵守する目的のみのために維持されている」という要件

をゆるやかに解する根拠としては、もともと内国歳入法典一五〇四条(d)が外国子会社を有する企業グループへの救済措置として設けられたこと、および、納税者に有利な法律規定は狭く解釈すべきではないということがあげられている<sup>(9)</sup>。

なお、以上の他にも、いくつかのルーリングによって、メキシコ子会社についてこの規定の適用がみとめられている<sup>(10)</sup>。

(5) 「内国法人とみなす」ことの意味・その一——連結申告の「対象法人」との関係

内国歳入法典一五〇四条(d)の効果は、「内国法人とみなす (Deemed as a domestic corporation)」つまり課税上内国法人として取り扱うということである。しかし、それだけでは、ただちに連結申告書の提出できるわけではない。連結申告書の提出が可能なのは「対象法人」となるかどうかは、さらに、内国歳入法典一五〇四条(a)に照らして判断する必要があるからである。この点については、「これらの(二五〇四条(d))要件をみたす法人は内国法人として取り扱われるが、その意味するところ



は、当該法人はさらに、内国法人に  
対して一般的に適用される関係（法  
人グループの）要件をみたしてはじ  
めて対象法人とされるということに  
ある」と解説されている<sup>(11)</sup>。

この点はややわかりにくいのが、制  
度の理解のために重要な点であるの  
で、あるレター・ルーリングの事案  
にそくして例解しておこう<sup>(12)</sup>。事  
案は、大要次のようなものであつ  
た。内国親法人Pが、隣接国に持株  
会社SM1をおき、その株式を一〇  
〇パーセント保有していた。このS  
M1は、同じ隣接国の法律の下で設  
立された事業会社SM2の株式を八  
〇パーセント保有していた。SM2

の残り二〇パーセントの株式は、第  
三国の持株会社SPによって保有さ  
れている。このSPの株式はすべて  
Pが所有していたから、結局SM2  
は間接的にはPにすべて資本を所有  
されていた。ところが、SP自体に  
は第三国の法人として一五〇四条(d)  
の適用がなく、したがって、内国法  
人とはみなされていない(図)。

争点とされたのは、内国歳入法典  
一五〇四条(d)にいう一〇〇パーセン  
トの「直接または間接に、所有もし  
くは支配」要件の判定上、はたし  
て、外国法人SPが所有する二〇パ  
ーセントのSM2株式を、内国親法  
人Pに帰属させてよいかどうか、と  
いう点である。内国歳入庁は、この  
点を積極的に解し、外国法人SPのS  
M2に対する持分二〇パーセントを  
加えてPがSM2を間接に所有して  
いたと判断した。そして結論として  
SM2を内国法人とみなしたのであ  
る。本稿の行論との関係で重要な  
は、このルーリングの次のくだりで  
ある。

「内国歳入法典一五〇四条(d)は、  
一五〇四条(a)の適用上隣接国法人が  
内国法人に該当するかどうかを決定  
するための規定である。それ自体と

してある法人が対象法人にあたるか  
どうかを決定するものではない。本  
件では、SM1とSM2が一五〇四  
条(d)によって内国法人とみなされる  
ところ、さらに一五〇四条(a)の要件  
をみたす場合には、Pグループの連  
結申告の対象とされることになる。」  
これを要するに、内国法人として  
扱われるための(d)項のテストと、対  
象法人となるために一般的に要求さ  
れる(a)項のテストは、独立に判断さ  
れる。そして各規定適用の効果も独  
立であり、当該外国法人は(d)項の適  
用により内国法人とみなされるにと  
どまり、(a)項が適用されてはじめて  
対象法人となるのである。

(6) 「内国法人とみなす」ことの  
意味・その二——双方居住者の  
発生

以上のごとく連結申告との関係で  
は、内国法人として取り扱うことの  
意味は、たかだか一つのテストを加  
重しただけのことにもみえる。しか  
しながら、内国歳入法典一五〇四  
条(d)によって「内国法人とみなす」こ  
との効果は、単に連結申告の適用対  
象を少しばかり広げたというにとど  
まらない。それは、端的にいえば、

特定の外国法人に対して内国法人に  
対する課税ルールを適用するという  
ことに他ならない。具体的には、当  
該外国法人の課税所得や税額の算定  
上、内国法人と同じルールが適用さ  
れる。たとえば、減耗償却控除や外  
国税額控除、profit-sharing plans  
への事業主拠出控除、さらにはグル  
ープ内資産譲渡に対する reorganiza-  
tion (組織再編成に伴う課税繰延)  
規定等が適用される<sup>(13)</sup>。その意味  
で、この規定は、residence (居住  
地)にもとづいた内国法人と外国法  
人との間の通常の区別を修正してい  
る。

より一般的な見地からみた場合、  
この規定は、連結納税制度が国際的  
な企業結合形態に対応するパターン  
の一つとして、一定の外国法人を内  
国法人とみなすという手法を採用し  
たものといえる。このような立法手  
法をとった場合には、一つの法人が  
同時に二つの国の居住者である場合  
が発生しうる。たとえば、カナダの  
法令の下で設立され、カナダに事業  
の管理の場所を有する法人Cが、米  
国連邦歳入法典の適用上、この規定  
により米国法人とみなされる場合を  
考える。この場合、C法人がカナダ

国内法上もカナダ法人とされているならば、他になんらの調整もなされなければ、C法人は同時に米国とカナダの両方において居住者として扱われることになる。

### (7) 内国歳入法典一五〇三条

#### (d) の制定

一つの法人が同時に二つの国の居住者である場合、その法人のことを一般的に双方居住法人 (double resident corporation) とよぶことがある。双方居住法人は、右の規定の適用によってのみ発生するわけではない。居住者の定義が各国によって異なる場合には、一般的な可能性として居住地が重複することがありうるから、双方居住法人が生じうる。このような場合に居住地をひとつに決するため、租税条約上、tiebreaker rule (振り分け規定) がおかれることがある。たとえば米加租税条約四三項は、ある法人が米加両国の居住者である場合、条約上は法人設立地の居住者とみなすものとしている。ただし、このルールが適用されるのは、明文により、同条約四三一項によって双方居住者となる場合のみに限定されている<sup>(14)</sup>。

さて、ある法人が米国およびカナダとの関係において双方居住法人である場合、その法人は、両国において全世界所得に対して課税に服する反面、欠損金を両国において控除することができることになる。このような欠損金の二重利用に対する立法上の反応として、米国では、一九八六年税制改革法により、内国歳入法典一五〇三条(d)が導入された<sup>(15)</sup>。これが、いわゆる dual consolidated loss (二重連結欠損金) に関する規定である。

この規定の導入当時、立法政策論上の議論としては、双方居住法人が二つの国において欠損金を控除できないのは二重に甘い汁をすうもの (double dipping) であって不当だという意見と、国境を越えた連結は標準的な慣行にすぎず外国で欠損金はどう扱うかは米国の課税とは無関係であるべきだとする意見が対立していたといわれる<sup>(16)</sup>。たとえば、ある双方居住法人が金融子会社として活動している場合、多額の利子控除により両国の法人所得税の課税上欠損金を計上することがありうる。この同じ現象につき、一方では不当な抜け穴 (loophole) であるという見

方と、他方では全く放置してかまわないとする見方が存在したのである。

しかし議会はこの問題を居住地概念の濫用と位置づけ、規制に乗り出した。法律論としては、租税条約上の無差別条項に反するのではないかという点が問題とされたが、上院は、dual consolidated loss に関する新規定が現存する条約に反することがないのみならず、仮に条約に反したとしても国内法上の新規定が優位すると結論づけたのである。

このようにして導入されたのが、内国歳入法典一五〇三条(d)である。欠損金の利用範囲を人的・物的に限定する他の規定と同様、この条文および規則も、かなりこまかい規定ぶりとなっている。だがその基本的な考え方としては、双方居住法人の欠損金を dual consolidated loss として定義したうえで、dual consolidated loss に対して、連結申告の他のメンバー法人の課税所得との間での相殺を禁止したものである。現行規則は全部で八項におよび、その中には、一五の定義規定をはじめ、dual consolidated loss の算定方法を定める規定、双方居住法人の株式

有斐閣

塩野 宏・小早川光郎 編

## 行政判例百選ⅠⅡ(第三版)

別冊ジュリスト No. 122, 123

B5判/各238頁 定価 各1800円

▷統一行政法典を持たぬわが国の立法状況において、現実の行政法のあり方は判例を抜きにしては語れない。第3版では、新編者に小早川教授を迎え、第2版収録の判例を一部差し替えたほか、全体の分類・配列に変更を加えて計221件を取めた。

取得価額の調整に関する規定、租税回避否認規定、外国税額控除限度額の算定、例外規定、経過措置規定が含まれている (Regulation 1. 1503-2)。

なお、一九八八年法により、外国支店に対しても双方居住法人と同様の規制をおよぼす規定、さらに、所得を生み出す資産を欠損金をかかえた双方居住法人に投入することによるルール潜脱を禁止する規定が付け加えられた。

### 三 問題点の素描と研究課題の析出

以上の簡単な検討からだけでも、外国子会社を連結納税制度の対象にとりこむ場合の問題点の一端を垣間見ることが出来る。米国のやり方を一言でまとめるならば、一定の外国法人を内国法人とみなして連結納税制度の適用範囲に入れているという意味で、「みなし内国法人方式」をとっているということになる。この方式の下では、内国法人に関する連結申告規則や国際課税ルールをそのまま該外国法人に準用することができる。しかしその反面、dual

consolidated loss への対処など、居住地を基礎とする課税管轄権の重複問題が不可避免的に生ずる。

さらに他の国の立法例を歴史的かつ横断的に通覧すると、より多様な解決があることに気づく。たとえばドイツ法人税法上の機関法理 (Organisationslehre) は、その初期において国際的側面を扱っていた<sup>(17)</sup>。フランスでは、一九八八年に現行の連結納税制度が導入される以前から、国内所得主義 (territorialite) のもとで本来なら消えてしまいう国外損失を利用させるための恩恵的な措置として、国外支店の損益を含めた全世界

所得をフランスで課税する *benefice mondial*<sup>(18)</sup> ならびに、国内・国外子会社の損益を含めて課税する *benefice consolidate* があつた<sup>(18)</sup>。オランダでは、課税単一 (*fiscale eenheid*) 制度の対象となる子会社はオランダの下で設立された法人に限られていたところ、一九九四年三月一六日のオランダ最高裁判決は、この要件が蘭英租税条約の無差別条項に反するとした<sup>(19)</sup>。

このように、連結納税制度の国際的側面は、かなり大きな問題領域である。この点についての各国の動向

を検討し、ありうべき解決のパターンとそれぞれの利害得失を論ずることは、今後に残された重要な研究課題の一つといえよう。

(1) 研究業績のリストとして、増井良啓「持株会社と租税法」商事法務一四二八号七頁注三(一九九六)。また、木村弘之亮「持株会社をめぐる組織変更税法と企業グループ税法」経理情報七八三号四六頁(一九九六)。

(2) 連結納税制度の国際的側面の重要性については、一九九六年一〇月六日に開催された租税法学会第二五回総会のシンポジウムの席上、山田二郎・駒宮史博・村井正・中里実各教授から口頭で有益なご教示をいただいた。各教授の発言記録は、租税法研究第二五号に掲載予定。

(3) 増井良啓「会社間取引と法人税法」法協一〇八巻六号一〇二〇頁注三三〇(一九九二)。連結納税制度研究会・井上久彌編著「連結納税制度の研究」五三頁(一九九二)。

(4) 米国の連結納税制度につき一般的には、増井・前掲注(3)九六九頁およびそこに引用した文献を参照。

(5) この規定の一般的な解説として、Peel, Fred. W., CONSOLIDATED TAX RETURNS, 4: 03, third edition 1988.  
(6) 以下の記述は、U. S. Padding Corporation v. Commissioner, 88 TC 177, at 184, 1987 2-490。

(7) Booth Fisheries Co. v. Commissioner, 84 F2d 49, 1936.  
(8) U. S. Padding Corporation, supra note 6.

(9) U. S. Padding Corporation, supra note 6, at 187.

(10) Rev. Rul. 69-182, 1969-1 CB 218; Rev. Rul. 70-379, 1970-2 CB 179.

(11) Peel, supra note 5, at 44. 同箇所は第二インスタンツで、Letter Ruling 8408005 の事実をメモリーライティングな形で表記していることに注意。

(12) Letter Ruling 8408005 (Nov. 13, 1983).

(13) Peel, supra note 5.

(14) Vogel, Shannon and Doernberg, UNITED STATES INCOME TAX TREATIES, Part II, P. 162, 1989.

(15) この規定は、44年当時の暫定規則 Temporary Treasury Regulation 1. 1503-2T の分析として、Raineri, Dual Consolidated Losses, 16 The International Tax Journal 167, 1990. の規定に、米国会社のスキーム進出に与える影響を論じた *「ダブル」* Falcone, Mexico's In-Bond Manufacturing Program: U. S. Tax Considerations After the 1986 Tax Act, 65 Taxes 211, 1987.

(16) Raineri, supra note 15, 169.

(17) 増井・前掲注(3)一〇八巻五号六六七頁。

(18) 中里実「国際取引と課税」二二頁(一九九四)初出一九九一)。  
(19) Van Weeghel, Fiscal Unity and Non-Discrimination, 1994 European Taxation 278.

